

別表（第10条の2関係）

市町	区域		垂直積雪量	
栗東市	全域		30センチメートル以上	
甲賀市	1 平成16年9月30日現在における水口町、甲賀町、甲南町、信楽町の区域		30センチメートル以上	
	2 平成16年9月30日現在における土山町の区域	(1) 標高320m以下の区域	30センチメートル以上	
		(2) 標高320mを超え、標高650m以下の区域	50センチメートル以上	
		(3) 標高650mを超える区域	75センチメートル以上	
野洲市	全域		30センチメートル以上	
湖南市	全域		30センチメートル以上	
高島市	1 平成16年12月31日現在におけるマキノ町の区域	(1) 海津一区、海津二区、海津三区、西浜、高木浜一丁目、高木浜二丁目、下開田、知内、寺久保、蛭口、沢、森西、新保、中庄、大沼の区域	150センチメートル以上	
		(2) (1)以外の区域	ア 標高400m以下の区域	175センチメートル以上
			イ 標高400mを超え、600m以下の区域	200センチメートル以上
			ウ 標高600mを超える区域	250センチメートル以上
	2 平成16年12月31日現在における今津町の区域	(1) (2)以外の区域	ア 標高100m以下の区域	125センチメートル以上
			イ 標高100mを超える区域	150センチメートル以上
		(2) 角川、天増川、狭山、杉山、保坂、途中谷、椋川の区域	ア 標高300m以下の区域	175センチメートル以上
			イ 標高300mを超え、600m以下の区域	200センチメートル以上
			ウ 標高600mを超える区域	250センチメートル以上
		3 平成16年12月31日現在における朽木村の区域	(1) (2)および(3)以外の区域	ア 標高350m以下の区域
	イ 標高350mを超える区域			175センチメートル以上
	(2) 麻生、地子原、雲洞谷、小川、平良の区域		ア 標高500m以下の区域	200センチメートル以上
			イ 標高500mを超える区域	250センチメートル以上
	(3) 能家、中牧、小入谷、生杉、古屋、桑原の区域		ア 標高500m以下の区域	250センチメートル以上
			イ 標高500mを超える区域	300センチメートル以上
	4 平成16年12月31日現在における安曇川町の区域	(1) (2)、(3)、(4)および(5)以外の区域		75センチメートル以上
(2) 田中の区域		ア 標高150m以下の区域	75センチメートル以上	

		イ 標高150mを超える区域	100センチメートル以上	
	(3) 南古賀、下古賀の区域		100センチメートル以上	
	(4) 中野の区域	ア 標高150m以下の区域	100センチメートル以上	
		イ 標高150mを超える区域	125センチメートル以上	
	(5) 上古賀、長尾の区域	ア 標高150m以下の区域	125センチメートル以上	
		イ 標高150mを超える区域	150センチメートル以上	
5 平成16年12月31日現在における高島町の区域	(1) (2)および(3)以外の区域		75センチメートル以上	
	(2) 武曾横山の区域	ア 標高200m以下の区域	75センチメートル以上	
		イ 標高200mを超える区域	100センチメートル以上	
	(3) 高島、鹿ヶ瀬、黒谷、畑の区域	ア 標高350m以下の区域	100センチメートル以上	
		イ 標高350mを超え、600m以下の区域	125センチメートル以上	
		ウ 標高600mを超える区域	150センチメートル以上	
6 平成16年12月31日現在における新旭町の区域	(1) (2)および(3)以外の区域		75センチメートル以上	
	(2) 熊野本、安井川の区域	ア 標高100m以下の区域	75センチメートル以上	
		イ 標高100mを超える区域	100センチメートル以上	
	(3) 饗庭の区域	ア 標高100m以下の区域	100センチメートル以上	
		イ 標高100mを超え、150m以下の区域	125センチメートル以上	
		ウ 標高150mを超える区域	150センチメートル以上	
米原市	1 平成17年2月13日現在における山東町の区域	全域	125センチメートル以上	
	2 平成17年2月13日現在における伊吹町の区域	(1) (2)、(3)および(4)以外の区域		125センチメートル以上
		(2) 大久保、小泉、大平寺、伊吹、上野、弥高、大清水、上平寺、藤川の区域	ア 標高600m以下の区域	150センチメートル以上
			イ 標高600mを超える区域	175センチメートル以上
		(3) 吉槻、甲賀、下板並、上板並の区域	ア 標高600m以下の区域	175センチメートル以上
			イ 標高600mを超える区域	200センチメートル以上
		(4) 曲谷、甲津原の区域	ア 標高600m以下の区域	200センチメートル以上
			イ 標高600mを超える区域	250センチメートル以上

	3 平成17年2月13日 現在における米原町の区域	(1) (2)および(3)以外の区域	75センチメートル以上
		(2) 河南、樋口、三吉、西坂、番場の区域	100センチメートル以上
		(3) 一色、醒井、枝折、下丹生、上丹生、樽ヶ畑の区域	125センチメートル以上
	4 平成17年9月30日 現在における近江町の区域	(1) (2)以外の区域	75センチメートル以上
(2) 日光寺、能登瀬、多和田の区域		100センチメートル以上	
日野町	1 増田、豊田、中山、三十坪、内池、猫田、別所、迫、十禅師、清田、深山口、下駒月、上駒月の区域		30センチメートル以上
	2 1以外の区域	(1) 標高650m以下の区域	50センチメートル以上
		(2) 標高650mを超える区域	75センチメートル以上
竜王町	全域		30センチメートル以上
愛荘町	1 愛知川、東円堂の区域		50センチメートル以上
	2 1以外の区域	(1) 標高500m以下の区域	75センチメートル以上
		(2) 標高500mを超える区域	100センチメートル以上
豊郷町	全域		75センチメートル以上
甲良町	全域		75センチメートル以上
多賀町	1 2、3、4および5以外の区域		75センチメートル以上
	2 四手の区域	(1) 標高200m以下の区域	75センチメートル以上
		(2) 標高200mを超える区域	100センチメートル以上
	3 後谷、水谷、一円、栗栖、八重練、霜ヶ原、小原、一ノ瀬、仏ヶ後の区域		100センチメートル以上
	4 屏風、甲頭倉、桃原、向之倉、南後谷、杉、霊仙、河内、佐目、大杉、樋田、萱原の区域	(1) 標高550m以下の区域	125センチメートル以上
		(2) 標高550mを超える区域	150センチメートル以上
	5 保月、五僧、君ヶ畑の区域	(1) 標高650m以下の区域	150センチメートル以上
		(2) 標高650mを超える区域	175センチメートル以上

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。